

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業

要求水準書

平成 29 年 10 月

国土交通省四国地方整備局

目次

第1	総則	1
1.	要求水準の位置づけ	1
2.	用語の定義	1
3.	要求水準の変更	1
4.	適用範囲	1
5.	整備対象施設	2
6.	事業の目的	2
7.	事業の概要	2
8.	事業の業務内容	2
9.	遵守すべき法令等	3
10.	秘密の保持	4
11.	適用基準	4
12.	諸条件	5
13.	業務の監視	7
14.	関係機関協議会の設置	7
15.	事業期間終了時の水準	7
16.	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	7
第2	設計業務	9
1.	基本事項	9
2.	事前調査業務	13
3.	詳細設計業務	14
4.	設計業務に係る調整業務	16
第3	工事業務	18
1.	基本事項	18
2.	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	21
3.	工事監理業務	21
4.	本施設の所有権移転業務	21
5.	工事業務に係る調整業務	21
第4	維持管理業務	23
1.	基本事項	23
2.	点検・補修業務	26
3.	台帳作成・管理業務	27
4.	維持管理業務に係る調整業務	28

添付資料

- 資料 1 用語の定義
- 資料 2 事業予定地位置図
- 資料 3 事業対象区間図及び事業対象区域図（設計業務・工事業務・維持管理業務）
- 資料 4 土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項（案）
- 資料 5 土木設計業務等共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項（案）
- 資料 6 四国地方整備局電線共同溝管理規程（案）
- 資料 7 電線共同溝管理台帳作成要領
- 資料 8 道路仮復旧及び本復旧舗装構成図
- 資料 9 既設橋梁（天山橋）の耐荷力照査結果一覧表

閲覧資料

- 閲覧資料 1 平成 28 年度 松山管内電線共同溝設計業務成果報告書

第1 総則

1. 要求水準の位置づけ

「東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業要求水準書」(以下「要求水準書」という。)は、東石井・天山地区において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)第2条第3項に定める電線共同溝(以下「電線共同溝」という。)の整備・維持管理事業(以下「本事業」という。)を遂行するにあたり、事業者を求める業務の水準(以下「要求水準」という。)である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、四国地方整備局は、選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。四国地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「資料1 用語の定義」による。

3. 要求水準の変更

四国地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更等、大規模災害等の不可抗力その他四国地方整備局及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議のうえ、要求水準書を変更できるものとする。また、四国地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

4. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

5. 整備対象施設

本事業で対象となる公共施設等は、以下の①から③までに掲げるものとし、以下、これらを総称して「本施設」という。

- ① 電線共同溝（道路法第 2 条第 2 項の 7 に定める電線共同溝（道路の附属物））
- ② 道路（車道、歩道、植樹柵等）
- ③ 道路附属物（道路照明、道路標識）

6. 事業の目的

道路の無電柱化は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から、道路行政において重要な施策となっており、国土交通省（以下「国」という。）では、「景観・観光」、「安全・快適」、「防災」の観点から道路空間における無電柱化事業を推進してきている。

現在、松山市における無電柱化事業は、市内中心部から一般国道 11 号小坂交差点付近まで整備されている。四国地方整備局では、これらの社会情勢と管内道路の架空物等の現状に鑑み、愛媛県松山市内の一般国道 33 号のうち、平成 28 年度に東石井から小坂交差点を対象に、無電柱化の検討を行ってきた。

本事業は、このような背景を踏まえ、一般国道 33 号愛媛県松山市東石井から小坂までの電線共同溝を整備するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

7. 事業の概要

本事業は、事業の対象となる地区において、本施設の整備及び維持管理を PFI 法に基づき実施するものである。

8. 事業の業務内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

(1) 設計業務

- ① 事前調査業務（現地踏査、試掘調査、必要に応じて現況測量）
- ② 詳細設計業務
- ③ 設計業務に係る調整業務
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 工事業務

- ① 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- ② 工事業務
- ③ 工事監理業務
- ④ 本施設の所有権移転業務
- ⑤ 工事業務に係る調整業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ① 点検・補修業務
- ② 台帳作成・管理業務
- ③ 維持管理業務に係る調整業務
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

9. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令(関連する施行令、施行規則、条例等を含む。)等を遵守しなければならない。

- ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- イ) 道路法
- ウ) 無電柱化の推進に関する法律
- エ) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
- オ) 道路交通法
- カ) 建築基準法
- キ) 建設業法
- ク) 水道法
- ケ) 下水道法
- コ) 電気事業法
- サ) 電気通信事業法
- シ) ガス事業法
- ス) 騒音規制法
- セ) 振動規制法
- ソ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- タ) 労働基準法
- チ) 労働安全衛生法
- ツ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ラ) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ロ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ハ) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
- ニ) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ヌ) その他関連する法令等

10. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、四国地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

11. 適用基準

本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等を適用すること。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- ア) 四国地方整備局「土木設計業務等共通仕様書 平成 29 年 3 月」
- イ) 四国地方整備局「測量業務共通仕様書 平成 29 年 3 月」
- ウ) 四国地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書 平成 29 年 3 月」
- エ) 四国地方整備局「用地調査等共通仕様書 平成 29 年 3 月」
- オ) 四国地方整備局「土木工事共通仕様書 平成 29 年 3 月」
- カ) 四国地方整備局「土木工事設計便覧（案） 平成 27 年 9 月改定版」
- キ) 四国地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値 平成 29 年 3 月」
- ク) 四国地方整備局「電線共同溝設計マニュアル 平成 12 年 3 月」
- ケ) 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書 平成 29 年 3 月」
- コ) 建設電気技術協会「光ファイバーケーブル施工要領・同解説 平成 22 年版」
- サ) 四国地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案） Ver.2 平成 15 年 4 月」

12. 諸条件

(1) 事業対象区域の概要

1) 所在地

愛媛県松山市東石井 2 丁目～小坂 5 丁目交差点の既存電線共同溝との接続箇所

2) 事業対象

一般国道 33 号

①東石井地区：東石井 2 丁目～天山 3 丁目

②天山地区：天山 3 丁目～小坂 5 丁目

なお、天山地区のうち、小坂跨線橋区間は、すでに無電柱化がなされているため、本事業の業務範囲から除外するものとする。

3) 延長

①東石井地区：約 1.4km

②天山地区：約 1.7km

4) 事業対象区域

資料 2「事業予定地位置図」、資料 3「事業対象区間図及び事業対象区域図」に示す。

(2) 本施設の概要

本事業の整備対象となる施設の概要は次のとおりである。なお、設計業務、工事業務、維持管理業務の対象範囲については、資料3「事業対象区間図及び事業対象区域図」に示す。

表-1 本事業の整備対象施設概要一覧表

分類	工種	施設名	構成	
電線共同溝等 (管路式)	一般部	電力系管路	砂巻き管	
		通信系管路	ボディ管、共用FA管、砂巻き管	
		通信系管路(道路管理者)	砂巻き管	
	特殊部	電力系	低圧分岐柵、Ⅱ型U型トラフ(歩道部)、地上機器柵	
		通信系	一般接続柵、基点接続柵	
		通信系(道路管理者)	I型U型トラフ(歩道部)、マンホール(車道部)	
		共通設備	I型U型トラフ(歩道部)、マンホール(車道部)	
	道路	舗装	車道	路盤、舗装
			歩道(乗入れ部含む)	路盤、舗装、縁石
			植栽	植樹柵
			附属施設	防護柵
	道路 附属物	道路照明 道路信号 道路標識	道路照明	交差点照明、道路照明 ※設計・工事のみ、管理は道路管理者が実施
			道路信号	車両用信号、歩行者用信号、自転車用信号 ※設計のみ、工事・管理は交通管理者が実施
道路標識			案内標識、警戒標識 ※設計・工事のみ、管理は道路管理者が実施	
			規制標識、指示標識、補助標識 ※設計のみ、工事・管理は交通管理者が実施	

※連系・引込管路については、既存占有者との調整により、構成に含めることができる。

(3) 解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去する施設、復旧・移設する施設は次のとおりである。なお、復旧・移設する施設は、整備にあたり支障となる施設のみを対象とする。

1) 解体撤去対象施設(官地部分のみ)

植樹帯、車道及び歩道(表層、路盤)、照明、電柱・電線(官地部分のみ)

※電柱・電線は、電線等管理者が解体撤去を行い、当該移転補償費は、事業者が電線等管理者に支払うものとする。

2) 復旧対象施設

植樹柵、車道及び歩道(表層、路盤)、照明等

3) 移設対象施設

信号（車両用・歩行者用・自転車用）、標識（案内・警戒・規制・指示・補助）等

(4) 既存ストックの活用

既存ストック（既設管）を活用する場合は、詳細設計を実施する段階において、事前にその適否を関係機関に確認のうえ、四国地方整備局と協議し、決定するものとする。

13. 業務の監視

四国地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

14. 関係機関協議会の設置

四国地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、四国地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。

15. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を四国地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ア) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- イ) 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により四国地方整備局に報告すること。

- ウ) 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- エ) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、四国地方整備局と協議を行うこと。

第2 設計業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において設計業務を行うものとする。また事業者は、設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第1 11. 適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(13)留意事項に示すとおりとする。

なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

(2) 業務の条件

- ア) 事業者は、設計業務の遂行にあたり、四国地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。
- イ) 事業者は、四国地方整備局に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ウ) 四国地方整備局は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。
- エ) 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を四国地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを四国地方整備局に提出するものとする。
- オ) 関係機関との協議に当たっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。
- カ) 電線共同溝整備路線の指定に係る基礎資料の作成を行い、交通管理者との協議資料として提出すること。詳細については四国地方整備局の指示に従うこととする。
- キ) 四国地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、四国地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 業務期間

設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め四国地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

(5) 提出書類

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、四国地方整備局に提出し確認を得るものとする。

なお、設計業務に係る書類の提出は、土木設計業務等共通仕様書に準拠すること。

① 業務着手前

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、四国地方整備局に提出し確認を得るものとする。

- ア) 設計業務計画書（組織体制を含むもの）
- イ) 設計業務工程表（詳細設計、各種申請手続及び四国地方整備局との調整の工程）
- ウ) 管理・照査技術者通知書及び担当技術者届（経歴書を添付のこと）

② 業務完了時

事業者は、設計業務終了時に以下の書類を四国地方整備局に提出すること。四国地方整備局は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

- ア) 確認結果報告書（要求水準書との整合チェック）
- イ) 確認結果報告書（事業提案書との整合チェック）
- ウ) 設計業務完了報告書
- エ) 設計業務成果引渡書

(6) 設計図書の提出

- ア) 事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、以下の設計図書を四国地方整備局に提出し、事業者が設計図書の内容を説明させ、四国地方整備局の承諾

を得なければならない。なお、業務履行中、四国地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。

表-2 設計図書及び内容一覧表

設計図書	内容
現地調査結果	埋設物件平面図等
詳細設計図	電線共同溝、道路、道路照明、道路標識 等
構造計算書	同上
数量計算書	同上
報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等
その他調査成果報告書	関係機関協議結果、家屋調査報告書、地下水（井戸水）調査報告書等

- イ) 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（国土交通省）」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出する。
- ロ) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- ハ) 土工数量は、マスカーブの作成及び作業形態別の数量まで算出するものとする。
- ニ) 設計図面の作成方法は、「CAD 製図基準（案）」に準拠して行うものとする。
- ホ) とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル 2010 形式で保存登録したものを提出するものとする。
- ヘ) 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「各種基準類の情報－土木工事数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。
- ヘ) 建設副産物対策は、土木設計業務等共通仕様書第 1209 条（設計業務の条件）の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによる。）を作成するものとする。
- ケ) 公開用成果品の作成にあたっては、四国地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスキング等の措置を行うこと。なお、「紙」による報告書の提出は、四国地方整備局と協議のうえ、決定する。

(7) 資料の貸与及び返却

設計業務に必要な以下の資料を貸与する。

- ア) 平成 28 年度 松山管内電線共同溝設計業務 報告書（以下「H28 年度予備設計報告書」という。）

(8) 設計協議

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

ア) 主要段階での打合せ（実施時期は適宜）

- ① 業務計画書作成時（業務着手時）
- ② 関係機関等協議着手前
- ③ 工事発注計画時

要求水準の変更の必要が生じた場合に実施。

イ) 成果完成時の打合せ

(9) 土地への立ち入り等

植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする。

(10) 既存施設の所有者からの同意

事業対象区域において占有者が所有する管路・マンホール（電力、通信、上水道、下水道）等の既存施設（以下「既存ストック」という）を活用する場合は、占有業者より同意を得ることとする。

なお、本施設の整備に当たって、事業者が詳細設計において既存ストックを活用しない設計にする場合、事業者は既存ストックの占有業者より設計変更について同意を得ることとする。

(11) 再委託

本業務における「主たる業務」は土木設計業務等共通仕様書第 1128 条（再委託）1 項に規定するものとする。

(12) 合同現地踏査

本事業は、必要に応じて「合同現地踏査」を実施することができる。

「合同現地踏査」の実施を希望する場合は、四国地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、四国地方整備局と事業者との間で相互に確認する。

なお「合同現地踏査」は、業務の着手段階等において、四国地方整備局と事業者が合同で現地踏査を行い、現場で設計条件、施工の留意点及び関連する事業の情報

等について事業者に伝えるとともに、設計方針の共有化を図ることにより、設計成果の品質向上を図ろうとする取り組みである。

(13) 留意事項

事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに四国地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。なお、設計の検討内容について、四国地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて随時聴取を受けるものとする。

2. 事前調査業務

事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査及び試掘調査を実施するとともに、必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。

(1) 現地踏査

詳細設計に必要な現地の状況を把握することを目的とした、現地踏査を行うこと。

- ア) 「H28年度予備設計報告書」における平面図を基に歩道幅員、官民境界、既設占用物件等の位置確認を行うとともに、切下げ位置の変更等の歩道状況および建物の建替え、植樹帯の設置等の沿道状況を把握すること。
- イ) マンホール、仕切弁等埋設物の位置、大きさの確認を行うこと。
- ウ) 現地において、電柱の有無、標識等の路上施設を確認し、電線共同溝の線形等を決定する上での資料とすること。
- エ) 歩道切下げ部を平面図に表示し、自動車の乗り入れ状況を把握すること。

(2) 試掘調査

- ア) 歩道部内は既設埋設物が輻輳しているとともに、埋設状況も不明であるため、「H28年度予備設計報告書」の検討内容を詳細設計に反映できない箇所においては、詳細設計に先立ち、試掘調査等を行い、本調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。

3. 詳細設計業務

(1) 基本的な考え方

詳細設計の基本的な考え方を以下に示す。

- ア) 詳細設計は、予備設計成果である「H28 年度予備設計報告書」を参考とし、詳細設計にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ実施すること。
- イ) 終点部においては、国道 11 号小坂 5 丁目地内の小坂地区電線共同溝特殊部終点と接続する計画とすること。
- ウ) 官地に残存する電柱は、必要な電柱以外全て撤去することを基本とする。なお、民地に残存する電柱の取扱については、四国地方整備局や電柱所有者と協議し、決定すること。

(2) 設計条件の整理

電線共同溝利用者が作成した配線計画図を基に、ケーブル条数、径などを区間別に整理すること。また、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること。

- ア) 詳細設計においては、「H28 年度予備設計報告書」において計画した配線計画図をもとに、区間ごとの管路配置や、特殊部の配置を行うこと。
- イ) 電線共同溝入線完了後の道路復旧について以下の事項を四国地方整備局、関係機関等と協議し、設計に反映すること。
 - ・ 景観整備における植樹の形態、街路灯の計画、舗装の形式
 - ・ 道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項
 - ・ その他関連事業の有無
- ウ) 歩道部内は既設埋設物が輻輳していることから、特殊部設置箇所においては、試掘調査等を行い、特殊部設置箇所を設定すること。
- エ) 既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計に反映すること。
- オ) 松山市上水道および下水道は、電線共同溝整備と併せて管路の新設、老朽化に伴う布設替えを計画しているため、事前に本計画の内容を関係機関協議会等により把握し、詳細設計に反映すること。
- カ) 情報ボックス管路や NTT 管路等の既存ストックの活用に関しては、NTT による人孔等含めた既存ストック調査により活用の適否を確認し、関係機関と協議・調整を行ったうえで詳細設計に反映すること。

- ㉞) 工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、四国地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト縮減を図ること。

(3) 電線共同溝

1) 一般部

① 共通

- ㉟) 既存ストックの活用にあたっては、経済性、施工性等の比較検討および空管路条数、管路の敷設状況等を勘案したうえで、既存ストックの利用の適否を判断し計画すること。
- ㊱) 東石井地区において、東側の歩道および第1車線には情報ボックス管路が整備済であることから、道路管理者用通信系管路として活用すること。
- ㊲) 天山地区において、情報ボックス管路は整備済であることから、道路管理者通信用管路として活用すること。
- ㊳) 天山地区の小坂跨線橋区間の上空を横断している架線の取扱いについては、四国地方整備局及び占有者と協議し事業者が調整を行うこと。

② 電力系管路

天山地区においては、予備設計時に四国地方整備局と四国電力との協議が行われているため、設計時にその協議内容を確認すること。

2) 特殊部

地上機器については、「H28 年度予備設計報告書」成果を基に事業者との調整を図り、地上機器構造及び設置位置を決定すること。

なお、地上機器は、トランスを照明柱に共架するソフト地中化タイプを基本とすること。また、景観に配慮した設計を行うこと。

3) 連系・引込部

① 共通

連系管、引込管の要望を確認し、管径、条数及び特殊部への取付けの可否等必要な資料に基づき調整を行うこと。

具体的には、連系管・引込管がある場合は、占有予定者に配線計画図への記入を求め、配線計画図を基に管径・条数を整理し、占有予定者と協力して、設計及び施工における実施者・時期・範囲等の調整を行うものとする。

② 連系管

連系管路の立上り位置調整と、四国地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系管に関する調整を行う。なお、連系管を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。

(4) その他

1) 照明施設等

① 共通

- ア) 安全かつ円滑な交通環境の形成を図るため、道路利用者に適切な視環境を提供する照明施設を設置すること。ただし、天山交差点～小坂交差点間の小坂跨線橋については、照明設備設計の対象区間から除外するものとする。
- イ) 本事業の対象区間道路においては、道路照明（連続照明）及び交差点照明に関する詳細設計を実施すること。
- ウ) トランスを照明柱に共架させることも考慮して、照明設計を行うこと。

② 道路照明

- ア) 東石井地区においては、既設歩道橋の照明を、LED照明に更新すること。

4. 設計業務に係る調整業務

事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について四国地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施すること。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（設計段階）実施にあたり、次の(2)から(7)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、四国地方整備局へ提出する。

(2) 事業説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については四国地方整備局及び市役所と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする。

なお、説明会の周知方法については、四国地方整備局が市役所の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。

(3) 支障物件等調査及び移転協議

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。

なお、占有者等への協議は事前に協議内容を四国地方整備局と協議した上で行うものとする。

(4) 家屋調査、地下水（井戸水）調査等

家屋調査については、「用地関係業務請負基準（平成 27 年 3 月 24 日改正）」の「地盤変動影響調査算定要領」に基づき行うものとする。実施時期は、工事着手前と工事完成後とする。

事業者は、道路端から本工事影響範囲と想定される住民及び地権者を対象として、家屋調査及び地下水（井戸水）調査等を実施し、工事の同意を得るものとする。

また、井戸水調査においては、井戸の使用目的と使用量、水位を調査することとし、実施時期は、工事着手 1 年前から工事完成 1 年後までとする。

(5) 入線業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計について、下記に挙げる入線業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。

愛媛県警察
松山市
松山市公営企業局
四国電力株式会社
西日本電信電話株式会社
STNet
KDDI
愛媛 CATV
四国ガス株式会社

(6) 入線業者等と引込管及び連系管の協議

事業者は、詳細設計にあたり、前項の入線業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と引込管、連系管の同時施工について、調整を行うこと。

なお、引込管と連系管に係る費用については、四国地方整備局と協議して決定する。

(7) 道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整

事業者は、道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画について、道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。

第3 工事業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、詳細設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の工事を行うこと。なお、事業者は、工事に支障となる既存施設の移設・解体撤去・復旧等を行うこと。

事業者は、工事業務期間中に電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとし、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、国土交通省四国地方整備局制定「土木工事共通仕様書平成 29 年 3 月」（以下「土木工事共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書（平成 29 年 3 月）」（以下「電気通信設備工事共通仕様書」という。）に基づき実施するものとし、土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は「資料 4 土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項（案）」に、その内容を示す。土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合はこの限りでない。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

- ア) 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において四国地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- イ) 工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。
- ウ) 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- エ) 工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- オ) 事業者は、四国地方整備局と協議のうえ、工事の着手前に工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、四国地方整備局及び事業者との協議により定める日までに、四国地方整備局に提出するものとする。
- カ) 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。

- わ) 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- け) 事業者は、四国地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- け) 四国地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。
- こ) 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを四国地方整備局に提出すること。
- か) 事業者は、工事着工前に、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、四国地方整備局に提出して、承諾を得ること。提出書類の内容については、土木工事共通仕様書及び「資料 4 土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項（案）」に準拠すること。
- し) 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めること。
- す) 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。

(3) 業務期間

事業者は、平成 34 年 3 月頃までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完了すること。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め四国地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 現場代理人等

事業者は、現場代理人を設置するものとする。

事業者は、建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任させるものとする。

(5) 完成検査及び完成（引渡）検査

事業者による完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

① 事業者による完成検査

- ア) 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）及び設備機器等の試運転等を実施するものとする。
- イ) 事業者による完成検査及び設備機器等の試運転の実施については、それらの実施日の 7 日前までに四国地方整備局に書面で通知するものとする。

- り) 事業者は、前項の報告終了後、速やかに四国地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

② 完成（引渡）検査

- ア) 四国地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施するものとする。
- イ) 完成（引渡）検査は、事業者の立会いのもとに実施する。
- ウ) 完成（引渡）検査は、四国地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。
- エ) 事業者は、四国地方整備局の行う完成（引渡）検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成（引渡）検査時の手続きと同様とする。
- オ) 事業者は、四国地方整備局による完成（引渡）検査後、是正・改善事項がない場合には、四国地方整備局から完成（引渡）検査完了の通知を受けるものとする。

(6) 工事完成図書の提出

- ア) 事業者は、完成（引渡）検査時に電子成果品とチェックリストを四国地方整備局に提示し、確認を受け、引き渡しを行う。本工事は、道路工事完成図等作成のうち道路施設基本データ作成の対象工事である。
- イ) 事業者は、四国地方整備局による完成（引渡）検査の通知に必要な完成図書を土木工事共通仕様書に準拠して提出すること。加えて、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。また、事業者は、これら一連の書類について、事業期間を通じて保管・管理すること。
- ウ) 完成図書の提出時の体裁、部数等については、別途四国地方整備局の指示するところによる。

(7) 中間技術検査

四国地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施する。

(8) 打合せ

工事業務を適正かつ円滑に実施するため、四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

事業者は、電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物及び既存の電柱・電線・歩道（舗装・縁石含む）・付属施設・照明施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うこと。なお、既存支障施設には共架設備（信号・標識等）を含む。業務実施に際して、事業者は以下の事項に留意すること。

- ア) 試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面・横断図を作成し、占有者に移設箇所、位置等の確認を行うこと。
- イ) 事業者が行う信号・標識等の移設に当たっては、車両及び歩行者の安全な通行を確保するよう、活線工事の実施や適切な仮設設備の導入を検討すること。
- ウ) 当該工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行い、車両及び歩行者の安全な通行を確保すること。

3. 工事監理業務

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を四国地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、四国地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、四国地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

4. 本施設の所有権移転業務

事業者は、四国地方整備局による完成検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。

5. 工事業務に係る調整業務

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について四国地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施する。各業務の実施内容、関係機関協議、要求水準については、設計業務に係る調整業務に準じるものとする。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（工事段階）実施にあたり、次の(2)から(4)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、四国地方整備局へ提出する。

(2) 工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事着工後に、必要に応じて、占用調整会議を行うこととする。

(3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

なお、以下について留意して工事を行うこと。

- ・縁石の位置と外側線の位置は、四国地方整備局が交通管理者と協議して決定するものとする。
- ・歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、四国地方整備局が負担するものとする。

(4) 地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については、第2.4.(2)に準じるものとする。

第4 維持管理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。

事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「資料5 土木設計業務等共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項（案）」、「資料6 四国地方整備局電線共同溝管理規程（案）」及び「資料7 電線共同溝管理台帳作成要領」にも準拠すること。

- ア) 点検・補修業務
- イ) 台帳作成・管理業務
- ウ) 維持管理業務に係る調整業務

(2) 業務期間

維持管理業務の期間は、事業者が国に共同溝を引渡した日（平成34年3月頃）より、平成44年3月末日までとする。

(3) 業務実施体制

1) 業務実施の体制

事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、四国地方整備局に通知すること。

また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を四国地方整備局と協議のうえ確立すること。

2) 業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

(4) 提出書類

事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、四国地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等

はあらかじめ四国地方整備局と協議して定めること。

1) 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出すること。
事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。

- ・業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- ・四国地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

表-3 業務計画書と提出時期

提出時期	業務計画書	
維持管理業務 開始予定日の 前日まで	業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務担当者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時・災害時の対応及び ・想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項
当該事業年度 が開始する日 の1ヶ月前ま で	年間業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・上記項目における当該年度実施分

2) 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、四国地方整備局へ提出し、確認を受けること。

表-4 業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	・管理台帳の作成及び修正	・電線共同溝管理台帳の作成 ・情報BOX台帳の修正 ・敷地調査図の修正
実施後速やかに提出	・点検・補修記録	・点検記録表 ・補修結果記録
	・事務手続き記録	・占用者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入溝記録
	・関係機関協議結果	・打合せ記録簿 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
年報（各事業年度終了後10日以内）	・管理台帳の修正	・電線共同溝管理台帳の修正 ※修正がない年度は提出不要

※ただし、最終事業年度の最終月は除く。

3) その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに四国地方整備局に報告すること。また、四国地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

(5) 業務の実施

事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。

1) 苦情等への対応

事業者は、市民や電線共同溝利用者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに四国地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を四国地方整備局に報告すること。なお、緊急を要さない場合は、四国地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに四国地方整備局に報告し、対応について協議すること。

2) 想定外の事態への対応

事業者は、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。

3) 災害時・非常時の対応

火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。火災、防犯等の警報装置が発報した場合は、現場に急行し、業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行うこと。

4) 危険物・火気の取扱

事業者は、業務実施等の際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に四国地方整備局の承諾を得ること。

(6) 維持管理関連貸与図面等

事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、四国地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(7) 打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

1) 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

2) 業務報告書提出時

3) 抜柱、入線等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

2. 点検・補修業務

(1) 一般事項

点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。

点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。

なお、補修及び対応に関する費用負担については四国地方整備局と協議すること。

(2) 要求水準

- ア) 事業者は、イ) 及びウ) の点検を実施し、補修が必要と判断した場合には、四国地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。
- イ) 日常点検は、特殊部の鉄蓋を車上からの目視点検を2日に1回程度実施すること。なお、破損を見つけた場合には、蓋の取替えを行うこと。
- ウ) 特殊部については、5年に1回内部を点検すること。
- エ) 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

(3) 特記事項

1) 点検

四国地方整備局が道路巡回時に異常を発見した場合は、四国地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、四国地方整備局と協議の上補修を行うこと。

2) 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は、安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに四国地方整備局に報告すること。

3) 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。

3. 台帳作成・管理業務

(1) 一般事項

台帳作成・管理業務は、本施設に係る管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。

(2) 要求水準

- ア) 事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、土木設計業務等共通仕様書及び「資料 7 電線共同溝管理台帳作成要領」に基づき、東石井地区及び天山地区「電線共同溝」施設について、電線共同溝管理台帳の作成を行うこと。
- イ) 事業者は、電線共同溝の工事完成図書を整理し、道路管理者が電線共同溝幹線管路を管理するための幹線管路平面図を作成すること。

- り) 事業者は、道路管理者が連系管路（設備）全体を管理するための連系管路（設備）平面図を作成すること。なお、連系管路（設備）平面図は、立上柱までの連系管路（設備）孔数、延長をとりまとめたものとする。
- え) 事業者は、道路管理者が引込管路全体を管理するための引込管平面図を作成すること。なお、引込管平面図は、電線共同溝本体より車道側、民地への引込管路溝数、延長をとりまとめたものとする。
- わ) 事業者は、道路管理者が特殊部を管理するための特殊部詳細図を作成すること。なお、特殊部詳細図は、管路の取付位置、孔数、配列、入線状況、電線管理者区分、管種・管径諸元、収容ケーブル諸元、収容ケーブル棚配置区分をとりまとめたものとする。

(3) 特記事項

1) 管理台帳の作成

事業者は、電線共同溝管理台帳作成要領に基づき、以下の資料を作成すること。

- ア) 位置図
- イ) 管理平面図
- ウ) 幹線管路系統図
- エ) 特殊部詳細図
- オ) ハンドホール管理平面図
- カ) ハンドホール側面図・入線状況一覧表
- キ) 引込管管理図・引込管一覧表
- ク) 連系管路管理図・連系管路一覧表
- ケ) ハンドホール鍵保管一覧表

2) 管理台帳の更新

事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及び新たに占有者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占有予定の電線共同溝利用者と協議し、台帳を更新すること。

また、事業者は、電線共同溝利用者が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び電線共同溝利用者から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。

4. 維持管理業務に係る調整業務

(1) 一般事項

本業務は、電線共同溝利用者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

(2) 業務計画

事業者は、調整業務（維持管理段階）実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、四国地方整備局へ提出する。

(3) 要求水準

1) 協議・調整

事業者は、本施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、電線共同溝利用者等と必要な協議・調整を行うこと。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、電線共同溝利用者との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜四国地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、電線共同溝利用者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。

なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、工事業務に係る調整業務で実施してもよい。

2) 業務の範囲

工事完了後に行う連系設備、入線及び抜柱に関する業務範囲を下表に示す。事業者は、設計した連系設備の整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、電線共同溝利用者及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を四国地方整備局と調整すること。申請許可申請等の手続き及び実施に関する業務は四国地方整備局と電線共同溝利用者で直接行う。

なお、連系設備の整備や抜柱を事業者が実施することを希望する場合は、実施計画を実施前年度に四国地方整備局と協議を行うこと。

表-5 入線及び抜柱に関する業務範囲一覧表

担当	協議・調整	申請・受理	承認	実施	連絡・報告
四国地方整備局	—	○：受理	○	—	—
事業者	○	—	—	—	○：報告
電線共同溝利用者等	○	○：申請	—	○ ※事業者が希望する場合は別途協議	—

3) 連絡・報告

事業者は、電線共同溝利用者及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、四国地方整備局に連絡・報告を行うこと。